

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和 6 年能登半島地震による災害からの復旧・復興を促進します
中小企業特定施設等災害復旧費補助金
(なりわい再建支援事業)

倒壊した施設の建て替えをしたい
壊れた施設・設備の修繕をしたい

【補助対象者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和 6 年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等

【補助対象経費】

工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

【補助上限】

・石川県内の事業者

⇒ 1 5 億円

一部 5 億円まで定額補助※

・富山県・福井県・新潟県内の事業者

⇒ 3 億円

一部 1 億円まで定額補助※

※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合

【補助率】

・中小企業・小規模事業者

⇒ 3 / 4 以内、一部定額補助

・中堅企業等

⇒ 1 / 2 以内、一部定額補助

【今後の公募スケジュール】

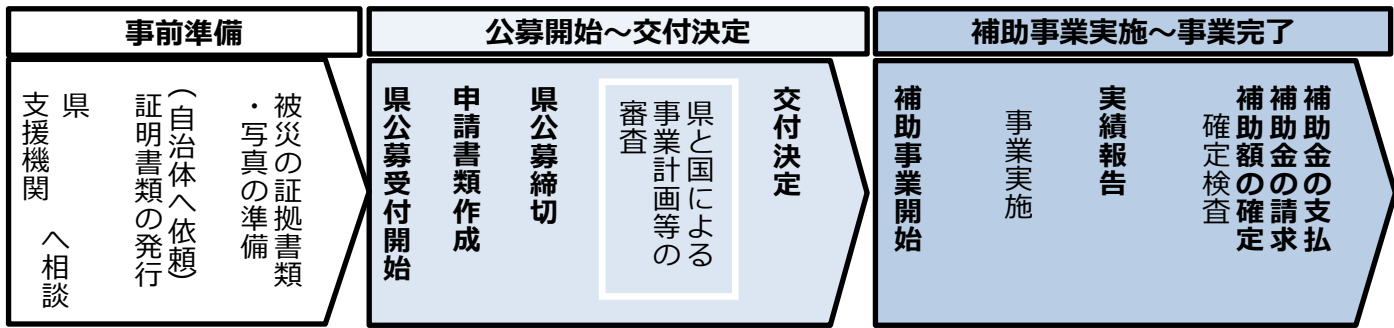
石川県 令和 6 年 4 月 1 日（月）より随時申請受付

富山県 令和 6 年 4 月 1 5 日（月）～ 令和 6 年 4 月 3 0 日（火）

福井県 令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 6 年 4 月 3 0 日（火）

新潟県 令和 6 年 4 月 1 日（月）～ 令和 6 年 5 月 1 7 日（金）

事前準備から事業終了までの流れ



※特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【交付申請に必要な主な書類】

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書、補助事業計画書	
2	県税の未納がないことの証明書	各県税事務所の窓口で取得してください
3	財務諸表(直近1年分)	貸借対照表及び損益計算書 確定申告書の写し収支計算書等
4	見積書一覧表	(施設・設備それぞれ別に作成)
5	施設・設備の復旧に係る見積書の写し	原則2者以上の相見積もり 見積書不足理由申立書(2者以上 ない場合)
6	施設・設備の位置図及び敷地内配置図等	
7	新施設の位置図、敷地内配置図、用途、構造、 面積のわかる詳細図	建て替えを行う場合
8	設備の入替えを行う場合は、修理不能であることの証明書、 設備比較証明書	

想定活用事例①

※ 太字が本補助金の対象経費

当該地震により、製造業の要となる、工場の建物や製造ラインの設備が損壊。**工場の建物と製造ラインの設備の修繕**を行った。

想定活用事例②

当該地震により、建物が倒壊してしまった。同じ土地に同様の建物の**建て替え**を行い、再建を図った。

【お問い合わせ先】

石川県内の事業者

金沢事業者支援センター
0570-076-225



富山県内の事業者

被災事業者復旧等支援窓口
076-444-3962



福井県内の事業者

福井県 産業労働部
経営改革課
0776-20-0367



新潟県内の事業者

新潟県なりわい再建支援補助金事務局
025-288-6035

